

都市計画法第34条第4号川越市審査基準

農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第1種特定工作物

1 開発区域

開発区域は、予定建築物等において取り扱う農林水産物のうち、数量及び金額において過半のものが生産される市街化調整区域内であること。

2 予定建築物等

次のいずれかに該当すること。

- (1) 農林水産物を集荷、出荷、選別又は貯蔵するための建築物又は第1種特定工作物であつて、農業、林業又は漁業に分類される事業以外の事業の用に供されるもの。
- (2) 農林水産物を直接原材料として加工する事業に供する建築物又は第1種特定工作物。
- (3) 農林水産物を販売するための建築物又は第1種特定工作物。

3 予定建築物の敷地

予定建築物の敷地は、300平方メートル以上であること。ただし、本基準の施行日以前に分筆されていた土地で、300平方メートルに満たない場合はこの限りではない。

4 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

5 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。